令和八年二月二十七日	公明党	東京都新宿区南元町一七番地　菊地とし子（竹谷とし子）
令和八年二月二十七日	社会民主党	東京都中央区湊三―一八―一七マルキ榎本ビル五階　福島　瑞穂
令和八年三月二日	参政党	東京都港区赤坂三―四―三赤坂マカベビル五階　神谷　宗幣
令和八年三月四日	チームみらい	東京都港区赤坂二丁目二一番五号　安野　貴博
令和八年三月四日	日本維新の会	大阪府大阪市中央区島之内一―一七―一六三栄長堀ビル　吉村　洋文

○中央選挙管理会告示第二十二号

衆議院比例代表選出議員の選挙における令和八年中央選挙管理会告示第二十一号（衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の六第五項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

令和八年十月二日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

異動の届出年月日	異動の届出その他の政治団体の名称	異動事項
令和八年八月七日	新	旧
	政党その他の政治団体の名称	れいわ新選組
	略称	れいわ
	代表者の氏名	山本　太郎
	このちの党	このちの党
	このち	

○農林水産省告示第千五百五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年九月九日付をもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

農林水産大臣　簗　和生

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25062	キャプタン水和剤	ホクコーオーソサイド快粒	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一
25063	キャプタン水和剤	オーソサイド快粒	東京都中央区日本橋一丁目４番１号　ユーピーエルジャパン合同会社　職務執行者　カノウ　ダニエル　ケンジ
25064	アミカルバゾン・ターバシル・ＤＣＭＵ粒剤	ウィードポリスＳＰ	東京都千代田区神田須田町二丁目19番地23　丸和バイオケミカル株式会社　代表取締役社長　古塩賢太郎
25065	アミカルバゾン・ターバシル・ＤＣＭＵ粒剤	ネコソギＬＩＦＥＬＥＸⅡ粒剤	東京都台東区上野一丁目19番10号　レインボー薬品株式会社　代表取締役　岡田貴行

○農林水産省告示第千五百六号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年九月十日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

農林水産大臣　簗　和生

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25066	スピロピジオン水和剤	エレスタールＳＣ	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタジャパン株式会社　代表取締役社長　小林久哉

○農林水産省告示第千五百七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年農林水産省告示第千九百三十号（特定水産資源（めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）、ながすくじら及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第七　（略）

第八　にたりくじら

一　（略）

二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：頭）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
にたりくじら	151
母船式捕鯨業	
にたりくじら	2
基地式捕鯨業	

第九～第十二　（略）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）、ながすくじら及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｍ））、あかうお類（北西大西洋条約海域（区分３Ｏ））、いわしくじら、からすがれい（北西大西洋条約海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）、きはだ（インド洋協定海域）、にたりくじら、みんくくじら、めばち（インド洋協定海域）、ながすくじら及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一～第七　（略）	第一～第七　（略）
第八　にたりくじら	第八　にたりくじら
一　（略）	一　（略）
二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）	二　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）
法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
（単位：頭）	（単位：頭）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
にたりくじら	143
母船式捕鯨業	
にたりくじら	10
基地式捕鯨業	

第九～第十二　（略）